

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様に安心・安全の物流環境を作るという企業理念のもと、株主、取引先、社員等のすべてのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しています。

今後も会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フューチャー株式会社	894,500	27.45
金澤 茂則	359,500	11.03
創歩人ホールディングス株式会社	215,000	6.59
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	186,900	5.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	170,100	5.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	111,700	3.42
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	77,500	2.37
遠藤 えみ子	70,000	2.14
遠藤 史織	70,000	2.14
遠藤 寛志	70,000	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

(注)1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 170,100株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 111,700株

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式は、2020年7月27日付で商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	6月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺彰敏	弁護士											
緒方美樹	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺彰敏	○	――	同氏の法務面の見地により、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たして頂くべき社外取締役に選任しております。また当社と同氏および同氏が代表を務める渡辺総合法律事務所との間に人的、資本的関係ならびに取引関係その他の利害関係は無いことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員と指定致しました。

緒方美樹		同氏は、平成16年2月に当社監査役に就任し、平成18年6月以降は、当社会計参与である税理士法人の職務執行者に就任してあります。	同氏は、税理士として独立しており、専門的知見だけでなく経営コンサルタントとして、従来の枠組みにとらわれない様々な視点から、当社の経営戦略等に対し経営の監督とチェック機能を担っており社外取締役を選任してあります。
------	--	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行っております。また、会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
滝澤玲	他の会社の出身者													
原田宏紀	他の会社の出身者													
中嶋清昭	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

滝澤玲	○	——	同氏は事業会社における取締役並びに監査役としての豊富な知見を有しており、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たして頂くべく社外監査役に選任しております。また、当社との間で人的、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員と指定いたしました。
原田宏紀	○	——	同氏は事業会社において経理部門の責任者を務め、財務及び会計に関する高い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で業務執行の監督を果たして頂けると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社との間での取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員と指定致しました。
中嶋清昭	○	——	同氏は、金融ビジネスにおける豊富な知見を有しており、また、上場準備会社の監査役としての経験も有していることから、客観的かつ公正な立場で業務執行の監督を果たして頂けると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社との間で人的、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員と指定致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上、業績向上に対する貢献意欲の向上を目的として、発行時点における時価を基準として権利行使価額を決定する新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲の向上とともに、優秀な人材の確保のため、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しない為、記載しておりません。また、取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針について、各役員の職務等に応じた基本報酬及び業績連動報酬として、当該年度の利益、従来の役員賞与、その他諸般の事情を勘案した役員賞与を支給することとしております。
当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で了承された方法により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは常勤監査役と管理部が行っております。また、当社の監査役3名は全員社外監査役ですが、そのサポートは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」において、「監査役から請求があった場合は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置する」と規定しており、それに沿って対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の機関設計は監査役会設置会社を採用しております。この体制により、取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効く体制であると考えております。

内部統制に関する主要機関は以下の通りであります。

【取締役会】

当社の取締役会は、代表取締役 金澤茂則が議長を務め、取締役会長 遠藤八郎、取締役 三浦英彦、社外取締役 緒方美樹及び渡辺彰敏の取締役5名(うち社外取締役1名、独立社外取締役1名)と監査役3名で構成されており、取締役会規程に基づき、経営上の重要な事項に関する討議及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行っております。当社では、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況及び業務推進報告等を行い情報の共有を図っております。

【監査役会】

当社の監査役会は、常勤社外監査役 滝澤玲、社外監査役 原田宏紀及び中嶋清昭の監査役3名(うち独立社外監査役3名)で構成されております。監査役会は、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画・監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。監査役は、株主総会、取締役会及び経営会議への出席や、取締役・会計監査人・内部監査人からの報告聴取など法律上の権限行使のほか、営業所の往査などに取り組んでおります。

また、上記の他に、代表取締役社長との会合、社外取締役との意見交換会を実施するなど、コミュニケーションの円滑化と監査の実効性向上を図っております。

【経営会議】

経営会議は、代表取締役 金澤茂則が議長を務め、取締役会長 遠藤八郎、取締役 三浦英彦、常勤社外監査役 滝澤玲、社外監査役 原田宏紀及び中嶋清昭、執行役員 亀田尚克、橋本修司及び柿野充洋、経理部長 飯野澄男で構成されており、原則として月1回開催しております。会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、各リスク等の把握・対策に努め、経営活動の効率化を図っております。

【コンプライアンス委員会】

当社は、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る事を目的としてコンプライアンス規程を制定し、取締役会の直属機関としてコンプライアンス委員会を設けており、代表取締役 金澤茂則が委員長を務め、取締役会長 遠藤八郎、取締役 三浦英彦、常勤社外監査役 滝澤玲、社外監査役 原田宏紀及び中嶋清昭、執行役員 亀田尚克、橋本修司、柿野充洋及び経理部長 飯野澄男で構成されております。コンプライアンス委員会はコンプライアンスに関する規程の施行にあたり必要となるガイドライン、マニュアルの作成、社内全体のコンプライアンスの教育の計画、管理、実施及び見直し等を行い、法令遵守の一層の徹底を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の当社の事業内容及び規模においては、管理・内部監査・内部統制を担当する取締役を除き、営業・製造の各部門には執行役員制を布き経営と執行の分離を図る事、ならびに企業価値の拡大に向けた意思決定・取組に対し、監査役会および社外取締役による中立な立場での管理監督が受けられると考えており、本体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	総会の日程は、多くの株主にご出席いただけるよう配慮しており、引き続き集中日を回避する様留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページにて、公表しております。URLは、「 http://www.logizard.co.jp/ir/policy/ 」 https://www.logizard.co.jp/ir/ 」です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が事業内容及び業績などの説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が事業内容及び業績などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIR専用ページ(https://www.logizard.co.jp/ir/)にて、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部経営企画チームを担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ロジザードグループ行動規範において、社会規範の遵守及び反社会的勢力との関係断絶をはかり、ステークホルダーの信頼を得られるよう企業活動の規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範において、ステークホルダーに対して会社情報を適時・適切に開示する事を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

A 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a-1 コーポレート・ガバナンス

- (a) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び取締役会規則その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (b) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (c) 監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

a-2 コンプライアンス

- (a) 当社は、当社及び子会社が遵守すべき経営理念の確立、並びに法令・定款及び社内規程の遵守のため「ロジザード行動規範」を定め、全ての取締役及び使用人における行動指針とする。取締役は率先垂範するとともに、使用人へ遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより行動規範の周知徹底を図る。
- (b) 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の充実に努める。また、不正行為等が発生した場合は、原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行うとともに、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (c) 当社は定期的に内部監査を実施し、当社の各部門及び子会社における法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘並びに改善策の提案・指導等を行う。
- (d) 当社は、社外取締役及び社外監査役を通報窓口とする内部者通報制度を制定し、取締役・使用人(退職後1年以内の者を含む)が通報できるものとし、当社グループにおける法令・定款、行動規範及び社内規程等の違反又はその恐れのある事実の早期発見に努める。また、内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

a-3 財務報告の適正性確保のための体制整備

販売管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

B 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

C 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- (a) 市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種管理規程、与信限度額の設定やリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総合的かつ個別的に管理する。
- (b) 当社は各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会・経営会議等で情報の共有を図り、当社及び子会社からなるグループ体となったリスクの把握及び管理を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施する。
- (c) 必要に応じ、顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

D 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定期的に開催する取締役会で、経営に関する重要事項について、法令・定款及び経営判断原則等に従い決議を行う。また、取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (b) 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行状況の妥当性・効率性の監督を行う。

E 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ全体での企業価値向上のため、当社は、当社及び子会社における経営の健全性及び効率性の向上を推進する。
そのため、取締役及び使用人を必要に応じて子会社へ派遣するとともに、当社内にその主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- (b) 主管部門は、子会社の業務の適正性確保のために特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
また、子会社の適正な業務遂行を確認する為に、定期的に当社内部監査部門による監査を実施する。

F 監査役監査の実効性を確保するための体制

f-1 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査役から請求があった場合は、監査役を補助すべき専任の使用人を配置する。
- (b) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては監査役に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (c) 当該使用人の人事考課は監査役会が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査役会の同意を必要とする。

f-2 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。
- (b) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役(会)に報告する。
- (c) 監査役は、その職務遂行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (d) 監査役に報告を行った事を理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。
- (e) 監査役と取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施する。
監査役は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行う。また会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携をはかる。
また、必要に応じて、弁護士等その他の外部の専門家の意見を聞き、情報交換を行うなど、連携をはかることができる。

(f) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

G 反社会勢力排除に向けた基本体制

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて外部の専門機関とも連携をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

社内体制としては、管理部が反社会的勢力に係る諸事項を所管する部署とし、実務上は「反社会的勢力対策規程」を整備し、研修や会議等を通じて周知徹底を図っております。また、取引先が反社会的勢力である事が判明した場合には契約を解除できるよう、全ての取引契約において、“反社会的勢力排除条項”を設けております。

外部組織との連携に関しては、2016年10月には当社における不当要求防止責任者(取締役管理部長 三浦英彦)を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレートガバナンス体制

次のコーポレートガバナンス体制模式図を参照ください。

